

清水港管理局 日の出埠頭緑地利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日の出埠頭緑地の特色に応じた適正な利用を図るため、一般的禁止行為を明確にするとともに、自由使用の原則の例外的措置（利用調整）として、使用許可（知事許可）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(利用調整の基本的考え方)

第2条 日の出埠頭緑地の利用調整は、次の各号に掲げる当該緑地の特色を踏まえて行うものとする。

- (1) 大型客船等の旅客の利用が想定される商港区内に位置する港湾環境整備施設であり、日の出緑地（清水マリパーク）とともに、清水港の賑わい創出拠点としての役割を有する。
- (2) 重要国際埠頭施設として出入管理を行う埠頭保安規程に定める制限区域に隣接するエリアであり、保安対策の観点から、一般的な公園や広場としての近隣住民団体等による利用には適さない。

(一般的禁止行為)

第3条 一般的禁止行為は、静岡県港湾管理条例（以下「条例」という。）第3条の2の各号に掲げる行為のほか、緑地の管理に支障を及ぼすおそれがある次の各号の行為とする。

- (1) 花火、焚き火、バーベキュー等の火気の使用
- (2) 緑地内での寝泊り
- (3) はり紙、はり札又は公告表示
- (4) 工作物の設置
- (5) ペットの放し飼い、糞の不始末
- (6) 自動車、自転車等の乗り入れ及び駐車
- (7) 球技、ゴルフ（練習を含む。）、スパイクシューズでの立入
- (8) ドローンの使用
- (9) 前各号に類する行為

(使用許可)

第4条 条例第4条第1項第2号に基づく使用許可の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 許可対象

港湾の賑わい創出に寄与する行事等による、必要最小限度の独占的な使用

(2) 申請主体

- ア 地方公共団体
- イ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- ウ 地方公共団体が支援する行事等（地方公共団体から、支援する理由、使用に関する意見を書面で得ているもの）の実施主体

(3) 使用許可の運用基準

ア 許可しない行事等

- (ア) 行事等が、もっぱら物品の販売を目的とする場合は、使用を認めない。
- (イ) 行事等が、もっぱら特定団体の親睦を目的とする場合は、使用を認めない。
- (ウ) 行事等が、長期間（概ね4日以上）にわたる場合は、原則、使用を認めない。
- (エ) 行事等が、堅固な工作物の設置を伴う場合は、使用を認めない。
- (オ) 行事等の実施場所として、他に適地がある場合は、使用を認めない。

イ 行事等の優先的取扱い

許可対象となる複数の行事等の開催日が重複する場合は、客船誘致などと一体となった行事等を優先するものとする。

ウ 申請主体

申請主体が、前号のウに該当し、当該行事等が営利目的の側面を有すると判断される場合は、使用料の減免を認めない。（条例第8条に基づく使用料を徴収）

エ 事前協議

- (ア) 行事等により独占的な使用をしようとする者は、あらかじめ清水港管理局（以下「管理者」という。）へ事前協議を行うものとする。
- (イ) 当該行事等の内容が、芝を痛めるおそれのある場合は、使用者は、使用の方法及び行事等終了後の原状回復方法について、管理者の了解を得なければならない。
- (ウ) 使用料の減免を申請しようとする者は、県が定める減免基準に該当するか否かを判断するための必要な資料を用意し、管理者の了解を得なければならない。
- (エ) 行事等開催の告知は、事前協議で管理者の了解を得た後でなければ行うことができないものとする。
- (オ) 協議の結果、不適切と判断される場合は、使用を認めない。

オ 使用許可申請

- (ア) 使用許可申請書（静岡県港湾管理規則（以下「規則」という。）別記様式第21号の2）は、事前協議後、使用日の10日前までに提出するものとする。
- (イ) 使用料減免申請書（様式第1号）を提出する場合は、上記(ア)と同様とする。
- (ウ) 管理者が行事等の内容に鑑み、港湾関係者等の同意を要すると判断した場合は、申請者は、当該同意書を添付しなければならない。

(4) 使用許可の条件

- ア 行事等により多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。
- イ 行事等終了後、緑地の清掃（補修）を行い、原状回復すること。

(その他)

- 第5条** 日の出埠頭緑地の行事等による使用において、原則、条例第4条第2項第1号に基づく占有許可（目的外使用）は認めないものとする。ただし、本来目的による使用に支障がない限りで、当該場所に占有許可を出さなければならない特別の事情があると判断される場合は、この限りでない。
- 2 日の出埠頭緑地の利用調整は、公の施設として公平性・安全性等を確保する観点から、条例、規則、その他関係通知等を踏まえ、本規程に基づき適正に行うものとする。

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。